

vol.159

2021.10

# 営繕とうほく

EIZEN TOHOKU

発行  
東北地方整備局  
営繕部  
盛岡営繕事務所



【 黒石税務署 】

## CONTENTS

完成施設紹介【黒石税務署】 . . . . . 2～4

就活ゼミ<令和3年度 第2弾>  
～官民の立場から施設づくりの仕事を紹介～業界の担い手確保に貢献 . . . . . 5

11月11日は公共建築の日 ～11月は公共建築月間～ . . . . . 6

保全ニュースとうほく  
・国家機関の建築物等の定期点検制度について  
～保全実態調査における法定点検等の実施状況～ . . . . . 7～12

令和3年度 優良業務・工事表彰（営繕部長表彰） . . . . . 13～14





### 【木材利用の推進に関する取り組み】

木材利用推進の取り組みとして、附属棟の車庫及び自転車置場を木造で整備しています。また、軒天ルーバー、玄関自動ドア、内装材などに木材を積極的に利用し、あたたかみの感じられる計画としました。

### 【地方公共団体との連携】

黒石市からの要望を受け、災害発生時にライフラインが途絶した場合でも、地域住民が利用できる外灯やコンセント、井戸を設置するほか、会議室やトイレの地域住民への一時開放について、連携を図っています。

---

設計：株式会社 昭和設計  
東北地方整備局営繕部

施工：株式会社 南建設  
張山電気 株式会社  
富士古河 E & C 株式会社

監理：株式会社 熊澤建築設計事務所  
東北地方整備局盛岡営繕事務所

電気設備：電灯設備、発電設備（太陽光）、構内交換設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、火災報知設備

機械設備：空気調和設備、換気設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、ガス設備、雨水利用設備、融雪設備、エレベーター設備



# 11月11日は公共建築の日

～ 11月は公共建築月間 ～

公共建築は、地域の人々の生活に密接な関わりを持ち、地域の活性化、生活・文化水準の向上、街並み・景観の形成等を図るうえで重要な役割を果たしています。また近年、地域との連携を図りながら、公共建築の整備や運営のあり方を考えるべきという気運が高まっています。

このような状況をふまえ、関係機関が幅広く協力し、広く一般の方々にも関心を持っていただきながら、より一層、生活に密着したより良い公共建築を目指していくという考えのもと「公共建築の日」及び「公共建築月間」関連イベントとして「巡回建築パネル展」及び「施設見学会」を開催します。



公共建築の日：数字の1が4つ並ぶ11月11日  
 (建物の基本的な構造である4本の柱をイメージ)  
 公共建築月間：公共建築の日がある11月  
 (国会議事堂が昭和11年11月完成であることに因む)

## 【巡回建築パネル展】

公共建築に携わる各機関が行っている業務や施策への取組を、広く県民・市民の皆様へ知っていただくため、具体的な整備事例や組織の役割等をパネルを使って紹介するイベントです。

パネルは右記日程で、東北6県の各会場を「巡回」しますので、お近くの会場へ気軽にお立ち寄りください。



[パネルの一例]

## 開催場所・期間

青森県	青森県庁 北棟 1階来庁者ロビー	11月22日【月】～11月26日【金】
岩手県	岩手県庁 1階県民室	11月22日【月】～11月26日【金】
宮城県	仙台市 青葉通地下道ギャラリー	11月 2日【火】～11月14日【日】
	宮城県庁 2階回廊	11月15日【月】～11月19日【金】
	仙台市役所 本庁舎 1階ロビー	11月22日【月】～11月26日【金】
秋田県	秋田県庁 1階正庁前廊下	11月 8日【月】～11月12日【金】
山形県	山形市 霞城セントラル 1階 やまがた 観光情報センター	11月 1日【月】～11月12日【金】
福島県	福島県庁 本庁舎・西庁舎 2階連絡通路	11月 1日【月】～11月 5日【金】

## 【施設見学会】

公共建築月間中のイベントとして2年ぶりに施設見学会を開催します。見学会テーマを「山形県の魅力発信と防災機能を兼ね備えた複合文化施設の紹介」と題し、2020年5月に山形市にオープンしたやまぎん県民ホール(山形県総合文化芸術館)を見学します。

見学会では、施設概要と壁面装飾等に採用されている物産品や県産材・県産技術の紹介やステージの音響反射板をセットする様子をご覧いただける予定です。

なお、国・県・市等における公共建築物に興味をお持ちの方であればどなたでも見学会に参加いただけます。(事前登録要)



[やまぎん県民ホール]

日時：11月19日(金) 13:30～16:00(予定)

各イベントの詳細については、下記ホームページの公共建築月間関連ページをご参照ください。

東北地方整備局営繕部[イベント紹介] <https://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00093/K00490/eizen/event/eventtop.html>

(一社)公共建築協会[巡回建築パネル展] [https://www.pbaweb.jp/seminar/events/touhoku\\_r03\\_01/](https://www.pbaweb.jp/seminar/events/touhoku_r03_01/)

[施設見学会] [https://www.pbaweb.jp/seminar/events/touhoku\\_r03\\_02/](https://www.pbaweb.jp/seminar/events/touhoku_r03_02/)





### (3) 点検部位・点検資格者・点検周期等

点検部位等		点検資格者	点検周期
建築物の敷地及び構造	敷地及び地盤、建築物の外部、屋上及び屋根、建築物の内部、避難施設等、その他	一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者	3年以内毎
昇降機	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機	一級建築士、二級建築士、昇降機等検査員資格者証の交付を受けている者	1年以内毎
昇降機以外の建築設備	換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給水設備及び排水設備	一級建築士、二級建築士、建築設備検査員資格者証の交付を受けている者	1年以内毎
防火設備	防火扉・防火シャッター等駆動装置と連動している防火設備	一級建築士、二級建築士、防火設備検査員資格者証の交付を受けている者	1年以内毎

## 2. 支障がない状態の確認

官公法により、各省各庁の長は所管する建築物等を適正に保全しなければならないとされており、すべての国家機関の建築物等においては、「保全の基準」に基づき「支障がない状態」に保全する必要があります。

これは建築基準法及び官公法に基づく「点検」とは別の行為であり、建築物等が、安全性、耐久性、機能性等に支障がない状態に保全されていることを定期に確かめる行為です。

### (1) 関係法令等

<b>官公法</b>	<b>第11条</b>	<b>国家機関の建築物等の保全</b>
各省各庁の長は、その所管に属する建築物及びその附帯設備を、適正に保全しなければならない。		
<b>保全の基準</b>	国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（H17国交告第551号）	
<b>実施要領</b>	国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領（平成22年3月31日） (URL <a href="https://www.mlit.go.jp/common/000112166.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/000112166.pdf</a> )	

### (2) 対象施設

すべての国家機関の建築物とその附帯施設（仮設建築物を除く）

### (3) 実施者

施設管理者（確認の実施に必要な資格はありません）

### (4) 確認周期

建築物（敷地・構造）・・・概ね1年

建築設備・・・・・・・・・・・・・・・・概ね6ヶ月から1年

※ 詳細は「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領（別表）」による

### (5) 確認項目等

「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領（別表）」によります。また、「支障がない状態の確認」のパンフレットに掲載の「支障がない状態の確認用チェックリスト」を用いて一般的な事務庁舎における支障がない状態の確認を行うこともできます。(URL <https://www.mlit.go.jp/common/001282277.pdf>)





## (2) 測定周期

測定は、2ヶ月以内ごとに1回、定期に実施することが必要です。

## (3) 測定資格者

資格の規定はありませんので、職員自らで実施することが可能です。ただし、所定の測定機器（事務所衛生基準規則第8条及び建築物衛生法施行規則第3条の2に規定）により測定する必要があります。

また、特定建築物に該当する場合は、建築物環境衛生管理技術者の監督のもと実施する必要があります。

## (4) 留意事項

①人事院規則に基づく執務環境測定の場合、測定を行った際にはその都度、次の事項を記録し、3年間保存する必要があります。

- 1) 測定日時
- 2) 測定方法
- 3) 測定箇所
- 4) 測定条件
- 5) 測定結果
- 6) 測定を実施した者の氏名
- 7) 測定結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要

②建築物衛生法に基づく執務環境測定空気環境の測定（延べ面積が3,000㎡以上の事務所等）の場合、測定結果は帳簿書類に記載し、5年間保存する必要があります。

## お知らせ

東北地方整備局では、公共建築に関する技術的な相談を幅広く受け付けるため「公共建築相談窓口」を設置しております。保全に関する相談事項がございましたら、下記の相談窓口までお気軽にご相談ください。

### ■保全に関する相談窓口

東北地方整備局 営繕部 保全指導・監督室 担当者：室長補佐

TEL 022-225-2171(内線 5513) E-mail: thr-82kantoku@mlit.go.jp

東北地方整備局 盛岡営繕事務所

担当者：保全指導・監督官室長

TEL 019-651-2015

E-mail: thr-moriei@mlit.go.jp

# 令和3年度 優良業務・優良工事表彰 (営繕部長表彰)

## 優良業務・優良工事表彰の決定

令和3年度 優良業務・優良工事表彰（営繕部長表彰）が決定しました。

これらの表彰は、令和2年度に完了した業務について、業務成績評定が優秀かつ対象業務の難易度・重要性が高いものであるなど、建設設計業務における事業の推進に功績があった実施企業及び令和2年度に完成した工事について、工事成績評定が優秀かつ積極的な創意工夫がなされるなど、建設業における事業の推進に功績があった施工企業を表彰するものです。

なお、今年度の表彰式については新型コロナウイルス感染予防・拡大防止の観点から、表彰状等を送付することで、表彰式に代えさせていただきました。

## 優良業務実施企業表彰（営繕部長表彰）

業務名称：山形地方法務局新庄支局改修実施設計業務

実施企業：株式会社SUN総合

本業務は、山形地方法務局新庄支局庁舎及び倉庫の外壁改修及び屋根防水改修における実施設計業務です。

改修設計業務であることから施設の現状把握が重要と考え、改修対象となる外壁、屋根防水の具体的な調査方法について事前に協議を重ね、入念な調査を実施しました。更に法務支局職員へのヒアリングを行い、現地調査では確認出来ない劣化状況を詳細に把握することで、最適な改修方針の提案を行いました。

また、屋根防水の改修工法の選定においては、冬期間の凍結による防水（シーリング）の破断等、過去に発生した不具合について精査・検証を行い、発注者へ技術的な提案を積極的に行いました。

これら施工知識を活かし、品質に配慮した数々の提案を行うなど模範的な取組みを行い、改修設計業務を完了させました。

## 優良工事施工企業表彰（営繕部長表彰）

工事名称：米沢地方合同庁舎（20）機械設備改修工事

施工企業：株式会社山形企業

本工事は、米沢地方合同庁舎の既設空気調和設備の老朽化を解消することを目的とした改修工事です。

本施設は、外来者の多い公共職業安定所をはじめ、労働基準監督署、自衛隊地域事務所等が入居する合同庁舎で、それらの官署が通常業務を行っている中で、機械設備の改修を行う必要がありました。

騒音・振動を伴う解体・はつり作業、機器の搬入・搬出作業、コンクリート打設及び全体試運転調整については、土日祝日の閉庁日のみに限定するという厳しい施工条件下での作業でしたが、施工手順の詳細な検討や入居官署との工程調整等を綿密に行い、業務に支障なく工期内に無事故で完成させることができました。

また、試運転調整時には、既設ダクトを利用している部分からの埃が事務室内の吹出口を通して舞い散る可能性があったため、事務室の全ての吹出口にフィルターを付け、机の上をビニールシートで覆う等、きめ細かな対応も行いました。



【事務室 養生】



【空調機械室 施工後】

### 営繕とうほく編集室

〒980-8602

仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟  
東北地方整備局 営繕部 計画課内  
TEL 022-225-2171 (代表)  
E-mail: thr-82keikaku@mlit.go.jp

### ホームページアドレス

- 東北地方整備局 <https://www.thr.mlit.go.jp/>
- 盛岡営繕事務所 <https://www.thr.mlit.go.jp/moriei/>

「営繕とうほく」は東北地方整備局ホームページでもご覧になれます